

株式会社紀陽銀行

2022年5月31日

「紀陽グリーンローン」「紀陽グリーンボンド」「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」フレームワーク

ESG 評価本部
担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、紀陽銀行が策定した融資フレームワーク「紀陽グリーンローン」「紀陽グリーンボンド」「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」が「グリーンローン原則」（以下、GLP）及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下、SLLP）¹、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLL ガイドライン）²に対していずれも整合的であることを評価した。なお、フレームワークに含まれるファイナンスのうち、「紀陽グリーンボンド」に関しては銀行保証付私募債であり、実質的には融資と変わらないことから、「グリーンボンド原則」ではなく、GLP や GL・SLL ガイドラインへの対応で整理することが適切と判断した。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「紀陽グリーンローン」「紀陽グリーンボンド」「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」推進に係る紀陽銀行のサステナビリティ方針
3. GLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)調達資金の使途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
5. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

紀陽銀行は和歌山県及び堺市以南の大阪府南部を主力営業基盤とする地方銀行。和歌山県内では預金・貸出金でトップシェアを維持し、2位以下の競合行を大きく引き離している。和歌山県に本店を置く唯一の地方銀行として、紀陽銀行の県内における市場地位は非常に高く、金融インフラとして果たす役割は重要でその事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

和歌山県は紀伊山地を中核とする山岳地帯が県面積の多くを占め、そこから発生する河川が紀伊水道や太平洋に通じる等自然豊かな地域で、果物をはじめとする農業のほか水産業が盛んである。高野山、熊野三山、潮岬のような観光資源も多い。一方、県南部が台風の影響を受けやすく、2011年には台風12号による大雨で県南部を中心に深層崩壊や土石流などの土砂災害が多数発生し、甚大な被害を受けた。近年も豪雨災害や気温上昇が農業や水産業に悪影響を及ぼす等、環境面での対応が急務になっている。

和歌山県は環境課題へ対応し、「快適で住みよい和歌山を実現する」ために1997年から環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。2021年には今後5年間における環境施策の基本方針である「第5次和歌山県環境基本計画」を公表した。同計画では、「将来にわたり笑顔と活気と魅力にあふれる和歌山」を将来像とし、2050年カーボンニュートラルを目指す「気候変動対策の推進」のほか、「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」の取り組みを一体的に進めるとしている。SDGsの達成に向け、同計画における施策とSDGsの目標を紐づけることで環境・経済・社会の統合的な向上を進めていく方針だ。

紀陽銀行は「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念の下、2019年に「紀陽銀行SDGs宣言」を公表し、事業活動を通じて地域社会とともに持続的に成長していくことを目指している。金融サービスを通じて、社会課題だけでなく環境にも配慮した地域貢献を進めていく方針であり、紀陽銀行の事業活動の方向性は和歌山県の取り組みとも合致する。

本フレームワークは和歌山県及び大阪府に根差した地域金融機関の立場から、環境に焦点を当て金融の面から地域企業の事業活動を支える目的で策定された。対象ファイナンスはグリーンローン、グリーンボンド（私募債）、サステナビリティ・リンク・ローンとしている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&Iは本フレームワークがGLP及びSLLP、GL・SLLガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

2. 「紀陽グリーンローン」「紀陽グリーンボンド」「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」推進に係る紀陽銀行のサステナビリティ方針

「紀陽銀行 SDGs 宣言」では重点取組項目の1つに「地域社会とのパートナーシップ」を掲げている。紀陽銀行が持つ経営資源を活用し、SDGs の地域社会への浸透を図るとともに、地域の顧客の SDGs への取り組みを支援するもので、これまで「紀陽 SDGs 私募債」や「紀陽 SDGs 取組応援ローン」といった融資商品を取り扱っているほか、SDGs に関する目標設定や SDGs 宣言の策定支援等を行う「SDGs コンサルティング」を展開している。

本フレームワークは企業自身が環境にプラスの影響を及ぼす設備への投資や環境に関する野心的な目標を具体的に掲げ達成を目指す企業の取り組みを支援する目的で策定された。SDGs に関する公的認証の取得や SDGs 宣言の策定の有無という観点から対象企業を選定する「紀陽 SDGs 私募債」や、企業自身が SDGs 宣言の策定等への関心を高めるインセンティブを設定した「紀陽 SDGs 取組応援ローン」とは別の切り口で SDGs の地域社会への浸透を狙うもので、重点取組項目の1つである「地域社会とのパートナーシップ」をより強く推進する商品として紀陽銀行は位置付けている。



紀陽銀行 SDGs宣言



紀陽銀行は、「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、事業活動を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指します。

2019年3月25日
取締役頭取 松岡 靖之

重点取組項目

- 地域社会とのパートナーシップ

さまざまな経営資源を活用し、SDGsの地域社会への浸透を図るとともに、地域のお客さまのSDGsへの取り組みを支援します。


- 地域経済の持続的な成長への貢献

地域の事業者さまへの本業支援を通じ、地域産業の発展と雇用創出を推進するとともに、IT技術等を活用した新しい金融インフラを構築することで、地域経済の持続的な成長に貢献します。


- 多様な人材の活躍推進

働きがいの向上に努め、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境を整備することで質の高いサービスの提供を実現し、地域のお客さまの満足度向上に努めます。



[出所：紀陽銀行 ホームページ]

本フレームワークで選定する KPI は地域の環境課題に関連した内容である。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、紀陽銀行の SDGs 宣言等に合致している。また GLP や SLLP、GL・SLL ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

3. GLP 及び SLL・GL ガイドラインに対する整合性について

R&I は紀陽銀行の融資フレームワークのうち、「紀陽グリーンローン」及び「紀陽グリーンボンド」を対象に、4 つの構成要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートング）について、GLP や GL・SLL ガイドラインにおける確認事項（「べきである」事項）を充足しているかを確認した。

4 つの要素に関する本フレームワークの対応をみると、GLP や GL・SLL ガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていない。ただ、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されていると判断し、R&I は評価対象のフレームワークが GLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

本フレームワークでは、調達した資金について環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金に限定して充当することを借入人に求める。リファイナンス案件は対象としない。

資金使途は紀陽銀行の SDGs 宣言の内容等を踏まえ、GLP 及び GL・SLL ガイドラインに示されるカテゴリーで例示されている以下のグリーンプロジェクトを対象としている。

①再生可能エネルギーに関する事業	⑥クリーンな運輸に関する事業
②省エネルギーに関する事業	⑦持続可能な水資源管理に関する事業
③汚染の防止と管理に関する事業	⑧気候変動に対する適応に関する事業
④自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	⑨環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業
⑤生物多様性保全に関する事業	⑩グリーンビルディングに関する事業

借入人には資金使途がもたらす環境改善効果について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。環境改善効果だけでなく、想定される環境面のネガティブインパクトについても対応方針等の確認を紀陽銀行が実施する。

営業店は借入人との対話を通じて、資金使途や充当プロジェクトを通じた環境改善効果を確認したうえで、取組検討チェックリストを作成し、本部組織の営業統括部営業企画担当（以下、営業企画担当）の確認を受ける。資金使途の妥当性に関しては、一般財団法人和歌山社会経済研究所（以下、社経研）にも確認を依頼し、セカンドオピニオン形式で意見をもらうプロセスを組み入れている。その内容を踏まえ、営業企画担当が案件のサステナビリティ性を最終判断する。紀陽銀行及び社経研が資金使途の妥当性に関して判断が困難な場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。なお、クレジット評価を行う融資部は資金使途のサステナビリティ性判断に関与しない。

紀陽銀行の営業企画担当は営業推進と異なる立場から案件のサステナビリティ性を判断する部署として位置付けられている。社経研は 1981 年に和歌山県唯一のシンクタンクとして設立された。職員には紀陽銀行の OB や出向者が含まれるが、他の企業等も出捐しており、紀陽銀行の子会社ではない。本フレームワークに基づく案件に関する判断業務において、社経研の独立性は担保されている。

② 調達資金の用途に関する貸し手への事前説明がなされるか

紀陽銀行はプロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受ける。説明内容は営業店、サステナビリティ性の最終判断を行う営業企画担当、第三者意見を出す社経研で共有される。

③ 調達資金の用途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

本フレームワークで設定するローン又はボンド（私募債）では複数トランシェは設定されず、リファイナンス案件も対象としない。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

「紀陽グリーンローン」又は「紀陽グリーンボンド」は紀陽銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、紀陽銀行も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金用途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的にはプロジェクトの評価と選定のプロセスに関する借入人の事前説明義務を要求する GLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、紀陽銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果や、対象プロジェクトと借入人の経営戦略が合致することを確認する。プロジェクトの選定における専門性は紀陽銀行のほか、必要に応じて連携する社経研もその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として紀陽銀行が想定している中堅・中小企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められており、通常の設定資金への融資取組時と同様の管理が行われる。借入人からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。資金の充当状況は支払い行為を通じて紀陽銀行が管理する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時又はボンド（私募債）発行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。融資期間中は年1回の頻度で借入人から調達資金の充当状況や環境改善効果についてレポーティングの提出を受ける。営業店はレポーティングを受領後、営業企画担当を通じて社経研に提出し、社経研はレポーティングが適切な内容でなされているかを確認する。営業店は社経研の確認を受けた後、営業企画担当へ報告する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。紀陽銀行は借入人に対してローン組成時及び期中についてレポーティング内容を開示することを求めることとしており、対象顧客が可能な範囲でガイドラインに整合的な仕組みと評価できる。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークにおいて環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしており、その内容はグリーンローンとしての適切性を判断する営業企画担当が確認するとともに社経研にも確認・意見を依頼するプロセスを組み入れており、専門性についても担保される。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は紀陽銀行の融資フレームワーク「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」を対象に、SLLP を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートニング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLLP ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足の程度を確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」は SLLP の確認事項及び GL・SLLP ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLLP ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は以下の中から借入人の企業理念やサステナビリティ戦略に関連する指標を参考に選定される。

①エネルギー効率	②温室効果ガス排出
③再生可能エネルギー	④水消費
⑤排水処理	⑥安全で安価な低所得者向け住宅
⑦持続可能な調達	⑧サーキュラーエコノミー
⑨持続可能な農業・食品	⑩生物多様性
⑪気候変動に対する適応	⑫グローバル ESG 評価

KPI の選定にあたっては以下の観点から検討し、借入人だけでなく紀陽銀行や社経研も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

- ・ 国や国際的な目標等といった指標が存在するか。
- ・ 比較可能な同業他社または業界団体の指標が存在するか。
- ・ 顧客の過去実績（5 年程度を目安）が確認可能な項目であるか。

② KPI の重要性

KPI は借入人のサステナビリティの改善及び社会の持続可能性に資するものが選ばれる。「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出」「再生可能エネルギー」は、借入人の包括的な社会的責任に係る戦略及び持続可能な目標として重要な指標であるほか、地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。その他についても環境保全に配慮した指標である。SDGs 宣言等紀陽銀行が掲げる方針にも沿った内容であり、選定される KPI の重要性に問題はない。

営業店は借入人との対話を通じて、SDGs 方針等を確認したうえで、借入人と KPI 候補を検討する。KPI の重要性等の判断は営業企画担当が SLLP や GL・SLLP ガイドラインの趣旨に照らして行い、必要に応じ社経研にもセカンドオピニオン形式で意見を求める。KPI 選定にあたり、クレジット評価を行う融資部は KPI の選定プロセスに関与しない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は KPI に対応する野心的かつ有意義な目標と位置付けている。定量的に測定可能な目標を融資期間にわたって原則毎年設定する。SPTs の設定にあたって、借入人に対しては、中核的かつ重要な事業領域においてサステナブルな取り組みを行ううえでの数値目標を設定することを求めている。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断する。

- ア. 国や国際的な目標等との比較
- イ. 同業他社や業界団体の指標と比較
- ウ. 事業者の過去の実績値（過去 5 年程度）との比較

SLLP ではア～ウの組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは 1 つの観点のみで野心性が判断されるケースもあり、その場合、SLLP が求める要件を完全には充たさない。ただ、GL・SLL ガイドラインが SLL に期待される基本的事項として挙げる「事前に設定する SPTs ベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」に配慮し野心性を判断するとしており、ア～ウの視点も SLLP が挙げる野心性判断の観点と合致する。以上を踏まえると、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

クレジット評価の内伺い承認を得た後に KPI の選定を行い、SPTs の設定に関しては借入人、紀陽銀行、社経研で協議する。社経研はセカンドオピニオンを作成し紀陽銀行の営業企画担当に提出し、その内容を踏まえ同担当が案件のサステナビリティ性の最終評価を確定させる。クレジット評価を行う融資部は KPI の選定と同様に SPTs の設定プロセスに関与しない。

SPTs は野心性及び有意義性があり、かつ社経研による融資実行前のセカンドオピニオン作成及び融資実行後の検証業務が可能であることを条件とする。SPTs の妥当性に関しては、第三者機関の社経研も確認するプロセスを組み入れることで、判断に客観性を持たせる設計となっている。なお、3 つの観点から野心性の判断が難しい場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。以上を踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った SPT が設定される体制が整っていると考える。

(3) ローン の 特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、SPTs の達成状況を毎年確認し、達成時には金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は引き下げ幅と同じ水準だけ金利を引き上げる。インセンティブに関する内容（SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類（特約書等）に明記される。

R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

(4) レポートニング

借入人は融資期間にわたって、年1回 SPTs の達成状況を紀陽銀行の営業店に報告する。レポートニング内容は営業企画担当を通じて社経研にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポートニング内容の公表は求めない。

SLLPにおいて借入人は少なくとも年1回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポートニングの際にはエビデンスやデータ等、紀陽銀行や社経研が SPTs の達成状況を確認できる材料を提出することを求めており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポートニング内容は開示されないケースがあり、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たさないことがある。ただ、本フレームワークによるローンについて、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを紀陽銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

社経研は紀陽銀行を通じて受領した借入人のレポートニング資料をもとに、エビデンスやデータ等を使用して検証を行い、その結果を紀陽銀行の営業店に提出する。営業店は検証結果を確認し、金利変更の必要ありと判断する場合、営業企画担当へ報告を行う。営業企画担当は報告内容を確認し、金利変更の有無を営業店に連絡する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は紀陽銀行が求める水準でなされるものと考えられる。検証業務に第三者機関を関与させることで、独立した外部機関による検証を求める SLLP の要求事項を満たす内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては公表しないことから、SLLP が求める検証結果の公表に関する要求を充たしていないが、レポートニングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「紀陽グリーンローン」「紀陽グリーンボンド」「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」は和歌山県及び大阪府を地盤とする中堅・中小企業を対象に、紀陽銀行 SDGs 宣言で重点取組項目の1つとして掲げる「地域社会とのパートナーシップ」をより強く推進していくことを目的に、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定されている。「紀陽グリーンローン」及び「紀陽グリーンボンド」の資金使途、「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」の KPI は地域課題のうち、環境面に焦点を当てたもので、すべての企業にとって環境・社会の持続可能性に関わる重要な指標である。

本フレームワークについて、R&I は各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。「紀陽グリーンローン」及び「紀陽グリーンボンド」に関して、調達資金を充当する対象事業は GLP や GL・SLL ガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である紀陽銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は原則やガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。「紀陽サステナビリティ・リンク・ローン」は SPTs の野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPI の選定、SPTs の設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、検証における紀陽銀行以外の第三者機関の関与、レポートや検証内容に関する紀陽銀行への報告義務からみて、全体として、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。

以上を踏まえ、R&I は本フレームワークがいずれも国際的な原則や環境省のガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。